

山鹿市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第15号

山鹿市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市一般職の職員の給与に関する規則（平成17年山鹿市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「その者の」の次に「恒常的な」を加え、「程度以上である者」を「以上（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年間150万円以上）であると見込まれる者」に改める。

第23条第1項中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第2項中「前条第2項及び第3項の規定を準用する」を「前条第2項各号及び第3項に掲げる期間に相当する期間を除算する」に改める。

第30条第1項第1号中「100分の126.5」を「100分の125.25」に、「100分の322.5」を「100分の318.75」に、「100分の150.5」を「100分の149.25」に、「100分の382.5」を「100分の378.75」に改め、同項第2号中「100分の115」を「100分の113.75」に、「100分の126.5」を「100分の125.25」に、「100分の136」を「100分の134.75」に、「100分の150.5」を「100分の149.25」に改め、同項第3号中「100分の103.5」を「100分の102.25」に、「100分の123.5」を「100分の122.25」に改め、同項第4号中「100分の95」を「100分の93.75」に、「100分の114」を「100分の112.75」に改める。

第30条の2第1項第1号中「100分の54」を「100分の52.75」に、「100分の64」を「100分の62.75」に改め、同項第2号中「100分の50.5」を「100分の49.25」に、「100分の60.5」を「100分の59.25」に改め、同項第3号中「100分の48.5」を「100分の47.25」に、「100分の58.5」を「100分の57.25」に改める。

第30条の3第1号中「100分の90」を「100分の88.75」に、「100分の270」を「100分の266.25」に改め、同条第2号中「100分の80」を「100分の78.75」に改め、同条第3号中「100分の73.5」を「100分の72.25」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。